

八潮市告示第120号

事後審査型制限付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき次のとおり公告する。

令和元年7月19日

八潮市長 大山 忍

八潮市自動販売機設置事業者募集要項

八潮市では、市の公共施設内に設置する飲料水等自動販売機（以下「自動販売機」という。）の設置事業者を以下のとおり募集し、一般競争入札によって決定します。

1 目的

市有財産の有効活用を図り、市の自主財源の確保及び市民サービスの向上を図ることを目的とします。

2 入札に付する事項等

(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号に基づき自動販売機を設置するための行政財産の貸付けとします。

(2) 貸付け場所及び面積等

別添①「自動販売機設置の貸付け箇所一覧表」のとおり

(3) 貸付け期間

令和元年10月1日から令和4年9月30日までとし、賃貸借契約の更新は認めないものとします。

なお、建物の賃貸借契約の場合は、借地借家法（平成3年法律第10号）第38条の規定に基づく定期建物賃貸借契約によるものとし、土地の賃貸借契約の場合は、民法（明治29年法律第89号）第601条の規定に基づく賃貸借契約によるものとします。

(4) 貸付け条件等

別添②「自動販売機設置場所の賃貸借に係る仕様書」のとおり

3 入札資格要件

(1) 次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り参加することができます。

① 平成31・32年度八潮市競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）において、物品等業種の登録を有する者。

（注）物品等業種の登録を有していれば、業務（食料品、リース・レンタル業務等）は問わない。

- ② 施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てを成されていない者であること。
- ④ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てを成されていない者であること。

ただし、更正手続開始又は再生手続開始の決定がされており、かつ、本市の入札参加資格の再審査を受けている者を除く。

- ⑤ 本入札の公告日から開札日までの期間に八潮市建設工事等の契約に係る指名停止等に関する基準に基づく指名停止措置又は八潮市建設工事等に係る暴力団排除措置要綱に基づく指名除外措置（以下「指名停止措置等」という。）を受けていないこと。
- ⑥ 自動販売機の設置業務において、本入札公告の日から過去5年以内に自らが管理及び運営する自動販売機を国の機関又は地方公共団体の庁舎等（庁舎その他の建物及びその付帯施設並びにこれらの敷地）に設置した実績があること。

なお、国の機関には、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令34号）第1条に規定する法人を含むものとし、地方公共団体には公社等を含むものとする。

- ⑦ 法令等の規定により許認可等を要する物品を販売する場合は、当該許認可等を有していること。

4 一般競争入札参加申込書の提出

入札参加を希望する者は、次により一般競争入札参加申込書（様式第1号）を提出しなければなりません。また、期限までに申込書を提出しない者は、本入札に参加することはできません。

- (1) 一般競争入札参加申込書提出期限

令和元年8月2日（金）午後5時まで

- (2) 一般競争入札参加申込書の提出方法及び提出場所

一般競争入札参加申込書（様式第1号）に必要事項を記入し、八潮市企画財政部財政課管財係まで持参してください。なお、郵送、電話、ファックス及びインターネットなどによる受付はいたしません。

5 質問方法

八潮市自動販売機設置事業者募集要項等に対する質問方法は、次により行います。

- (1) 質問期間

令和元年7月19日（金）から令和元年7月29日（月）午後3時まで
午前9時から12時、午後1時から5時まで（最終日は午後3時まで）

(土曜日及び日曜日を除く)

(質問期間以外の質問及び指定する提出方法によらない質問は、一切受け付けません。
ただし、事務手続に関する質問はこの限りではありません。)

(2) 提出方法及び提出場所

質問の提出については、質問書(様式第2号)により八潮市企画財政部財政課管財係まで持参による提出又は電子メール(kanzai@city.yashio.lg.jp)に添付し送信してください。

(3) 回答期間

令和元年7月31日(水)

午前9時から午後5時まで

(4) 回答方法

八潮市企画財政部財政課管財係において回答書(様式第3号)の閲覧の方法にて回答します。

6 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時

令和元年8月6日(火) 午前10時00分

(2) 場所

八潮市役所別館A会議室

7 入札方法

(1) 入札は、貸付物件番号1-1、貸付物件番号1-2、貸付物件番号1-3の3つの案件について、個別に行います。

(2) 入札書に記載する金額

賃貸借期間は、令和元年10月1日から令和4年9月30日までの3年間としますが、入札書に記載する金額は、必ず1年あたりの金額で記載してください。

なお、消費税に係る課税事業者であるか非課税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を除く金額を記載してください。

(3) 入札書等の貸付物件番号及び名称は、別添①「自動販売機設置の貸付け箇所一覧表」に記載がある貸付物件番号及び名称を記入することとします。

(例) 貸付物件番号及び名称 貸付物件番号1-1 八潮市役所本庁舎

(4) 入札書等の設置場所又は所在地は、別添①「自動販売機設置の貸付け箇所一覧表」に記載がある所在地を記入することとします。

(例) 設置場所又は所在地 八潮市中央一丁目2番地1

(5) 入札は、入札書に必要事項を記載し、記名押印のうえ、封筒(任意のもの)に入れた状態で、入札箱に投入することとします。なお、入札書は八潮市指定のもの(様式第4号)

を用いることとします。

(6) 入札保証金は免除とします。

(7) 代理人による入札

代理人により入札する場合は、委任状（様式第9号）を提出しなければなりません。

(8) 入札参加者数は、1業者1人とします。

(9) 入札開始後入札会場に到達した者は、入札に参加できません。

(10) この入札は、入札参加者が1者であっても開札を実施します。

(11) 入札書の書換え等の禁止

入札した入札書の書換えは、理由の如何を問わず、書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

(12) 再度の入札

初度入札において落札者がいないときは、再度入札を行います。

① 再度入札に参加できる者は、初度入札及び直前に執行した再度入札に参加した者とします。ただし、初度入札において無効の入札を行った者は、再度入札に参加することができません。

② 再度の入札は、2回まで行います。

(13) 不調時の取扱い

再度入札によってもなお落札者がいないときは、当該再度入札に全て参加した者の中から契約の相手方を選定し、随意契約の方法により契約を締結することがあります。

① 再度入札において無効な入札を行った者は、随意契約の相手方となることはできません。

② 随意契約の方法による契約の締結を行うときは、再度入札の開札結果の発表に引き続き当該入札場所において直ちに、契約の相手となることを希望する者から2回の範囲内で見積書を提出させて、見積額が市が定める予定価格から消費税及び地方消費税相当額を除いた金額（以下「入札書比較価格」という。）以上の金額の範囲内で適当と認められたときは、当該見積りをした者を落札候補者とします。この場合においての見積書は、入札書の「入札」を「見積」に訂正したもの、又はこれと同等と認められるものを使用することとします。

(14) その他

① 入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはなりません。

② 入札を公平に執行できないなど、特別な事情があると認めるときは、入札の執行を延期し又は取り止めることがあります。

8 無効な入札等

(1) 次のいずれかに該当する入札は無効とします。

- ① 入札に参加する資格のない者がした入札
- ② 郵便、電報、電話又はファクシミリにより提出した者がした入札
- ③ 談合その他不正行為があったと認められる入札及び明らかに連合と認められる入札
- ④ 委任状を提出しない代理人のした入札
- ⑤ 入札書の金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明確な入札
- ⑥ 記名押印を欠く入札及び金額を訂正した入札
- ⑦ 入札関係職員の指示に従わない等、入札会場の秩序を乱した者の入札
- ⑧ 一般入札参加資格申込書等（添付書類を含む。）提出書類に虚偽の記載を行った者の入札
- ⑨ 同一の入札において同一人がした2つ以上の入札（代理人の場合も含む。）
- ⑩ 落札候補者が指名停止措置等を受けたとき、当該落札候補者がした入札
- ⑪ その他、入札の条件及び公告に示す事項に反した者がした入札

(2) 失格

入札開始時に、入札会場に入札参加者又は代理人が不在の場合は失格とします。

9 落札候補者の決定方法

- (1) 市が定める入札書比較価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札候補者とします。
- (2) 落札候補者となるべき者が2者以上ある場合は、直ちに当該入札をした入札参加者にまず順位を決定するくじを引く順序を決めるくじを引かせて、その結果により順位を決定するくじを引かせて順位を決定します。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者がある場合は、これに代えて当該入札事務に関係のない市職員にくじを引かせるものとします。

10 資格確認書類の提出

開札終了後、落札候補者は次に掲げる資格確認書類を落札候補者決定を受けた日の翌日から起算して2日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に下記提出場所に提出してください。

なお、期限までに提出がないとき又は審査に関する市の指示に従わないときは、当該落札候補者のした入札は無効とします。

(1) 提出場所

埼玉県八潮市中央一丁目2番地1

八潮市企画財政部財政課管財係（本庁舎2階）

電話：048-996-2317（直通）

(2) 提出書類（提出部数は各1部）

提出書類	法人	個人
① 一般競争入札参加資格確認申請書（様式第6号）	○	○
② 誓約書（様式第7号）	○	○
③ 住民票の写し		○
④ 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	○	
⑤ 確定申告書（平成30年分の写）		○
⑥ 印鑑証明書	○	○
⑦ 設置する予定の自動販売機カタログ	○	○

※③、④、⑥については、発行後3か月以内のものとなります。

11 資格確認結果の通知

落札候補者が提出した資格確認書類を確認後、入札参加資格要件を満たしていることを確認した場合は、落札者として決定したうえで、当該落札者に通知します。落札候補者が提出した資格確認書類を確認後、入札参加資格要件を満たしていないとした場合は、次の入札価格の高い者から順次審査を行い、適格者が確認できるまで審査を行います。

なお、入札資格要件を満たしていないとした場合には、一般競争入札参加不適合通知書（様式第8号）にその理由を明記して通知します。

また、落札候補者が入札資格要件を満たしていないとした場合には、次の順位の者から適格者が確認できるまで順次審査を行うため、資格確認申請書類の提出を求められた者は、求められた日の翌日から起算して2日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に上記提出場所に提出してください。なお、期限までに提出がないときは、無効とします。

12 契約

- (1) 落札者は、落札決定を受けた日の翌日から起算して7日以内に、契約書に記名押印のうえ八潮市企画財政部財政課管財係に提出するものとします。契約書は1物件ごとに作成するものとします。また、契約の締結及び履行に関する費用については、すべて落札者の負担とします。なお、期限までに契約書の提出がないときは、落札決定の効力を失うものとします。
- (2) 契約保証金は免除とします。
- (3) 賃貸借契約は入札参加者名で行います。
- (4) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。
- (5) 落札候補者の決定後、契約締結までに入札参加資格の要件を満たさなくなった場合は、契約を締結しないことがあります。

13 貸付料の納付

貸付け期間中の各年度ごとに、八潮市の発行による納入通知書により当該年度分を一括納付していただきます。

14 その他

- (1) 本書に定めのない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、施行令、八潮市契約規則（平成7年規則第16号）、八潮市競争入札参加者心得、入札参加時における注意事項について、その他関係法令等の定めるところによるものとします。
- (2) 提出された確認資料等については、返却はいたしません。
- (3) 入札参加者は、入札後、本件に関する公告、要項、仕様書、規則等及び貸付箇所等についての不明を理由として、意義を申し立てることはできません。
- (4) 本書を入手した者は、当該募集手続以外の目的で使用してはなりません。

15 問い合わせ先

埼玉県八潮市中央一丁目2番地1

八潮市企画財政部財政課管財係（本庁舎2階）

電話：048 - 996 - 2317（直通）

FAX：048 - 995 - 7367

自動販売機設置の貸付け箇所一覧表

貸付物件番号	名 称	所在地	貸付け箇所	貸付け面積	設置台数
貸付物件番号 1 - 1	八潮市役所本庁舎	八潮市中央一丁目 2 番地 1	庁舎 1 階トイレ向い①	幅2.0m×奥行1.0m (面積2.0㎡)	1台屋内
貸付物件番号 1 - 2	八潮市役所本庁舎	八潮市中央一丁目 2 番地 1	庁舎 1 階トイレ向い②	幅2.0m×奥行1.0m (面積2.0㎡)	1台屋内
貸付物件番号 1 - 3	八潮市役所本庁舎	八潮市中央一丁目 2 番地 1	庁舎 3 階通路西側付近	幅2.0m×奥行1.0m (面積2.0㎡)	1台屋内